

## 令和元年度 住むなら北九州 定住・移住推進事業 (新生活応援メニュー) 補助申請要領

### 【本事業に関する問合せ窓口・書類の提出先】

名称：北九州市住宅供給公社 事業企画課

住所：〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 (AIMビル4階)

電話：093-531-3083

受付：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

8：30～17：15（12：00～13：00を除く）

ホームページ：令和元年度 住むなら北九州 定住・移住推進事業のページ

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/07400158.html>

### 【注意事項】

- 1 募集期間・募集戸数等は、本市のホームページ（上記アドレス）でお知らせしますので、補助金交付対象者認定申請（手続1）前に必ずご確認ください。
- 2 補助金交付申請（手続2）の提出期限は、転入若しくは転居した日又は就職した日の、いずれか遅い日から3ヶ月以内です。
- 3 補助金請求（手続3）の提出期限は、以下のいずれかとなります。
  - ア 令和元年度に（手続2）を行う場合・・・令和2年4月10日（金）（必着）
  - イ 令和2年度以降に（手続2）を行う場合・・・（手続2）を行う年度中
- 4 提出書類は必ず控えのコピーをとり、お手元に保管して下さい。
- 5 書類の提出方法は、窓口に持参又は郵送のみとします。

## 目 次

1	はじめに	2
	(1) 制度の概要	2
	(2) 手続の流れ	2
2	補助申請の要件	3
	(1) 対象者について	3
	(2) 対象住宅について	4
	(3) 補助金額について	4
3	申請の手続	5
	(1) 補助金交付対象者認定申請について(手続1)	5
	(2) 補助金交付申請について(手続2)	6
	(3) 補助金請求について(手続3)	7
	(4) その他	7
4	Q&A集	8
5	街なかの区域について	9~14

# 1. はじめに

## (1) 制度の概要

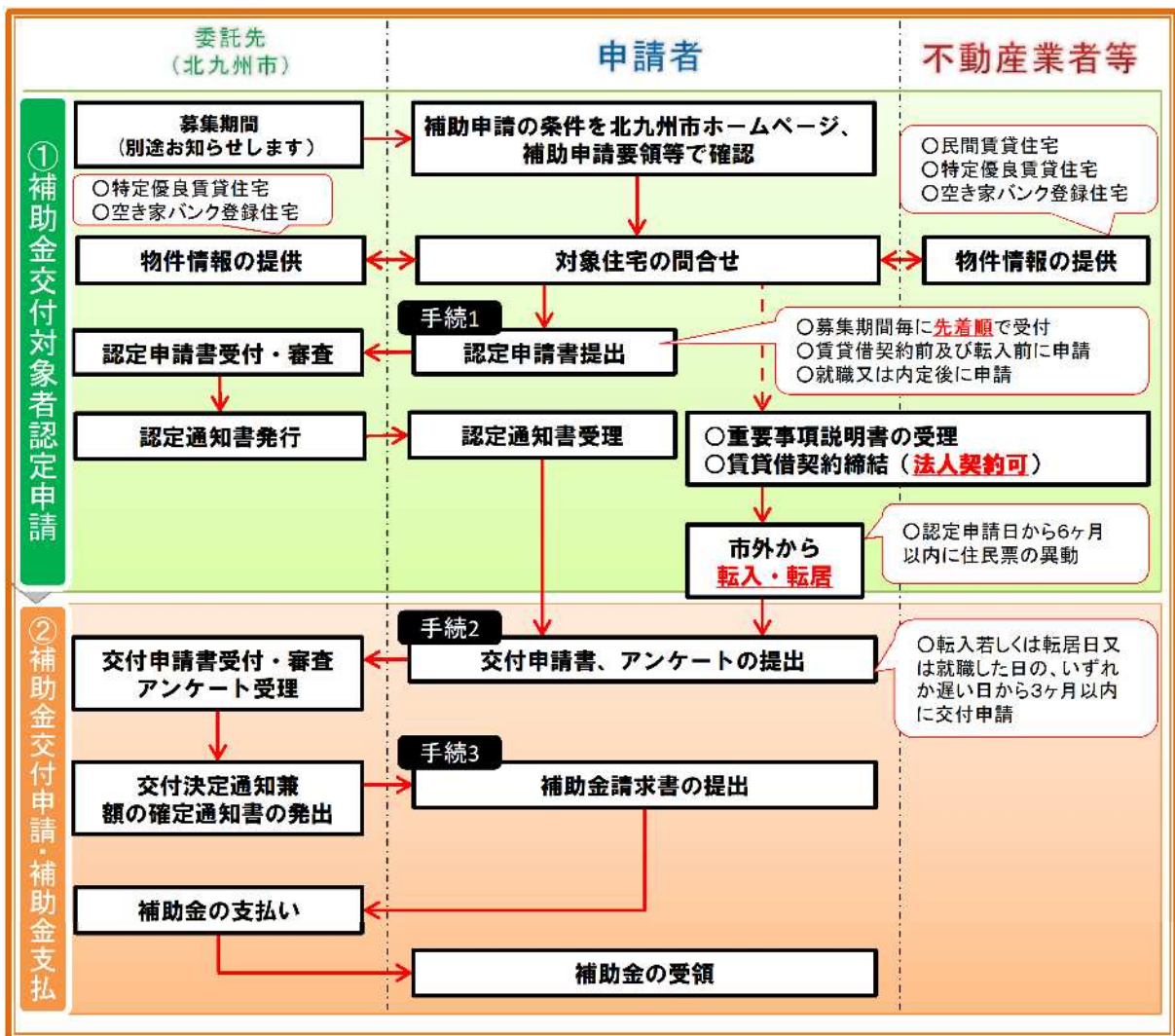
北九州市では、市内の既存住宅ストックを活用し、新たに就職が決定した、大学等の新卒者の方の定住・移住を促進するため、住むなら北九州 定住・移住推進事業（新生活応援メニュー）を実施しています。

この制度は新卒者がU・Iターン応援企業等に就職し、一定の要件を満たす民間賃貸住宅や空き家バンク登録住宅等に転居する場合、家賃等の一部を補助し、新生活に要する費用の負担軽減を図るものです。

## (2) 手順の流れ

本事業の手順の流れは以下の通りです。本事業を申請しようとする方（以下「申請者」といいます）は、「手順1～3」と書かれているタイミングで、定められた書類を提出する必要があります。

申請者は、賃貸借契約締結前及び転入又は転居する前（従前の居住地にお住まいの時）に、まず補助金交付対象者認定申請（手順1）を行って下さい。補助金交付申請（手順2）、及び補助金請求（手順3）は、転入又は転居した後（住民票異動後）に行ってください。



### 重要

申請者は、賃貸借契約締結前及び転入又は転居する前に必ず補助金交付対象者認定申請（手順1）を行う必要があります。転入又は転居後に本事業の申請をすることはできませんのでご注意ください。

## 2 補助申請の要件

### (1) 対象者について

次の①～⑤をすべて満たす方が対象となります。なお、**要件となる基準日は補助金交付対象者認定申請（以下「認定申請」といいます）日**となります。

- ① 認定申請時において申請者が29歳以下で、次ページの(2)対象住宅に転入<sup>※1</sup>又は転居<sup>※2</sup>後、単身で生活する方。
- ② 大学、短大、専門学校、高等学校等を当該年度末までに卒業見込み、又は卒業後3年以内の方で、次のア～ウのいずれかの企業に新たに就職するため、転入又は転居する方。
  - ア 「北九州で働こう！U・Iターン応援プロジェクト」登録企業  
(学生のための地元就職応援サイト登録企業含む)  
<http://www.shigotomarugoto.info/ui-turn/>
  - イ 「キタキュー就職 Navi」登録企業  
<http://www.kitakyushushoku.com>
  - ウ 「北九州雇用対策協会」会員企業  
<http://www.k-kotaikyuu.jp>
- ③ 転入又は転居後、原則2年以上市内に居住することができる方。
- ④ 北九州市における市税の滞納がない方。
- ⑤ 暴力団又は暴力団員でない方若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない方。

**重要** 用語の定義は以下の通りです。

※1 転入

申請者が北九州市外から北九州市内の居住地へ住所を異動することをいいます。

※2 転居

申請者が北九州市内から北九州市内の居住地へ住所を異動することをいいます。

## (2) 対象住宅について

街なかの区域 (P.9～14を参照) 内に所在し、次の①～③のいずれかを満たす住宅が対象となります。なお、要件となる基準日は認定申請日となります。

- ① 民間賃貸住宅<sup>\*1</sup>で、住戸専用面積が25㎡以上の住宅であること。
- ② 特定優良賃貸住宅<sup>\*2</sup>のうち、家賃補助が終了した住宅であること。
- ③ 空き家バンク登録住宅<sup>\*3</sup>であること。

**重 要** 用語の定義は以下の通りです。

### ※1 民間賃貸住宅

北九州市・福岡県・北九州市住宅供給公社・福岡県住宅供給公社・都市再生機構等の設置する公的住宅を除いた居住用の賃貸住宅で、次のア～ウをすべて満たす住宅をいいます。

ア 新築（建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないものです。）ではない住宅。

イ 昭和56年6月1日以降に着工したものか、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）に則り耐震診断を実施し、新耐震基準（以下「基準」といいます）を満たすもの、又は基準を満たさない場合、耐震改修工事を施し、基準を満たす住宅。

ウ 宅地建物取引業法（昭和27年6月10日法律第167号）第2条第1項第3号に規定する宅地建物取引業者が仲介を行う住宅。

⇒補助金交付対象者認定申請を行う前に、上記要件に該当する住宅であるか仲介を行う不動産事業者等に必ず確認するようにして下さい。

### ※2 特定優良賃貸住宅

本市の認定を受けて建設された特定優良賃貸住宅をいいます。ただし、福岡県住宅供給公社及び北九州市住宅供給公社が建設したものは除きます。

⇒本市ホームページで家賃補助が終了した住宅を確認することができます。

### ※3 北九州市空き家バンク登録住宅

北九州市空き家バンク要綱に則って媒介契約を締結した住宅をいいます。

⇒本市ホームページで登録された住宅を確認することができます。

※空き家バンクに登録されている住宅は、立地等により建築行為や使用者等に制限がある場合もありますので、事前に仲介を行う不動産事業者等に必ず確認するようにして下さい。

## (3) 補助金額について

補助金の交付額は、次のとおりです。

- ① 10万円を上限として、家賃2ヶ月相当分を交付します。

### 3 申請の手続

#### (1) 補助金交付対象者認定申請について（手続1）

申請者は、①～③に従って補助金交付対象者認定申請（以下「認定申請」といいます）を行って下さい。

⇒認定申請は、就職又は内定後、賃貸借契約締結前及び転入又は転居する前（従前の居住地にお住まいの時）に行ってください。

⇒認定申請は、就職内定日以降、就職後6ヶ月以内に行ってください。

#### ①提出書類

本市ホームページから指定の様式をダウンロードし、必要書類を添えて提出して下さい。

- 1) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活応援メニュー  
補助金交付対象者認定申請書類等チェックシート
- 2) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活応援メニュー  
補助要件チェックリスト  
⇒補助要件に適合しているか確認して下さい。
- 3) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活応援メニュー  
補助金交付対象者認定申請書【様式第13号】  
⇒申請年月日は、各募集回に設定されている募集期間内の日付として下さい。
- 4) 入居者の住民票の写し（コピー不可）  
⇒転入又は転居前の居住地のものを提出して下さい。
- 5) 転入又は転居予定先の住宅の所在地、部屋番号、住戸面積、建築年月日（着工年月日）  
及び家賃が確認できる書類  
⇒募集広告のチラシ等を提出して下さい。
- 6) 大学、短大、専門学校、高等学校等を卒業見込み、又は卒業したことが確認できる書類  
（学生証や卒業証書等の写し、卒業証明書 等）
- 7) 就職又は内定を証する書類（雇用証明書、内定通知書の写し 等）  
⇒就職先又は内定先が発行する書類を提出して下さい。

#### ②募集期間

本市ホームページでお知らせしますので、認定申請前に必ずご確認ください。

#### ③提出方法

以下の提出先（窓口）に郵送又は持参して下さい。

提出先：北九州市住宅供給公社 事業企画課

住 所：〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 A1Mビル4階

#### 重 要

- 1 認定申請は就職又は内定後、賃貸借契約締結前及び転入又は転居前にしか行うことができません。
- 2 必ず補助申請の要件に該当することを事前に確認し、認定申請を行ってください。  
補助金交付申請の際に、補助申請の要件に該当しないことが発覚した場合は、補助金を交付することができません。
- 3 補助申請の対象となる企業に該当するか、P.3に掲載のホームページで必ず確認して下さい。
- 4 市内に転入又は転居後、2年未満で市外へ転出することが明らかな場合は、本制度を利用できません。
- 5 暴力団関係者は本制度を利用できません。
- 6 申請の手続で押印いただく申請者の印鑑は、認印で結構ですが、全て同じ印鑑を押印して下さい。（シャチハタ印は不可）  
⇒押印した印鑑が分からなくなる場合がありますので、当初認定申請時には、申請書の控えをとっておくことをお勧めします。

## (2) 補助金交付申請について（手続2）

申請者は、①～③に従って補助金交付申請（以下「交付申請」といいます）を行って下さい。

⇒認定申請から6ヶ月以内に転入又は転居（住民票を異動）して下さい。

⇒交付申請は、転入若しくは転居した日又は就職した日の、いずれか遅い日から3ヶ月以内に行って下さい。認定申請時に内定の状態だった方は、就職後に交付申請して下さい。

### ①提出書類

本市から送付した指定の様式に必要な書類を添えて提出して下さい。

- 1) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活応援メニュー  
補助金交付申請書（兼実績報告書）類等チェックシート
- 2) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活応援メニュー  
補助金交付申請書（兼実績報告書）【様式第16号】
- 3) 入居者の住民票の写し（コピー不可）  
⇒転入又は転居後の居住地のものを提出して下さい。
- 4) 納税証明書「市税に滞納がないことの証明書」（コピー不可）  
⇒転入又は転居後に発行されたものを提出して下さい。  
⇒認定申請時に市内に居住していた方は提出して下さい。（過去に市内に居住履歴がない方や、納税義務のない方は必要ありません。）
- 5) 就職を証する書類（雇用証明書 等）  
⇒認定申請時に内定の状態だった方は提出して下さい。
- 6) 重要事項説明書の写し（一式）
- 7) 賃貸借契約書の写し（一式）
- 8) 住むなら北九州 定住・移住推進事業に係る誓約書【様式第6号】
- 9) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活応援メニュー  
補助金交付対象者認定通知書の写し
- 10) 住むなら北九州 定住・移住推進事業（新生活応援メニュー）に係るアンケート

### ②提出期限

転入若しくは転居した日又は就職した日の、いずれか遅い日から3ヶ月以内とします。

### ③提出方法

以下の提出先（窓口）に郵送又は持参して下さい。

提出先：北九州市住宅供給公社 事業企画課

住 所：〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル4階

### 重 要

- 1 交付申請は転入又は転居後にしか行うことができません。
- 2 補助金交付対象者認定通知を受けた方であっても、交付申請の際に、補助申請の条件に該当しないことが発覚した場合は、補助金を交付することができません。
- 3 申請の手続で押印いただく申請者の印鑑は、認印で結構ですが、全て同じ印鑑を押印して下さい。（シャチハタ印は不可）

### (3) 補助金請求について（手続3）

申請者は、補助金交付決定通知書（兼額確定通知書）を受け取った後、①～③に従って、補助金の請求手続きを行って下さい。

#### ①提出書類

本市から送付した指定の様式に必要な書類を添えて提出して下さい。

- 1) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活応援メニュー  
補助金交付請求書類等チェックシート
- 2) 住むなら北九州 定住・移住推進事業補助金交付請求書【様式第9号】
- 3) 北九州市会計規則による請求書兼領収書（雑用）
- 4) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活応援メニュー  
補助金交付決定（兼額確定）通知書の写し

#### ②提出期限

以下のいずれかとなります。

- ア 令和元年度に（手続2）を行う場合・・・令和2年4月10日（金）（必着）
- イ 令和2年度以降に（手続2）を行う場合・・・（手続2）を行う年度中

#### ③提出方法

以下の提出先（窓口）に郵送又は持参して下さい。

提出先：北九州市建築都市局住宅計画課

住 所：〒803-8501 北九州市小倉北区域内1-1（北九州市役所本庁舎14階）

#### 重 要

- 1 提出期限までに補助金の請求書を提出していただけない場合は、補助金を交付することができません。
- 2 申請の手続で押印いただく申請者の印鑑は、認印で結構ですが、全て同じ印鑑を押印して下さい。（シャチハタ印は不可）
- 3 手続1・2と提出先が異なりますのでご注意ください。

### (4) その他

補助金を受領した後、①又は②に該当する場合は、各種手続きを行って下さい。

#### ①転入後2年未満で市外へ転出する場合

市内に転入してから2年未満で市外へ転出することが決まった場合、その時点で市窓口へご連絡下さい。なお、転出理由によっては補助金を返還していただくこととなります。

#### ②税法上の取扱い

住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活応援メニューに係る補助金は一時所得に該当します。所得税の確定申告又は市県民税の申告が必要になる場合がありますので、詳しくはお近くの税務署へお問合せ下さい。



## 4 Q&A集

**Q 1 認定申請はいつまでにすればいいですか？**

A 1 就職又は内定後、賃貸借契約締結前及び本市に転入又は転居する前（従前の居住地にお住まいの時）に申請をして下さい。

**Q 2 転入又は転居してから認定申請はできますか？**

A 2 認定申請をすることはできません。必ず、契約前かつ転入又は転居する前に認定申請を行って下さい。

**Q 3 転入又は転居前に家族と住んでいても認定申請はできますか？**

A 3 転入又は転居後が単身であれば、認定申請をすることができます。

**Q 4 就職先について、内定の状態でも認定申請はできますか？**

A 4 内定の状態でも、認定申請をすることができます。ただし交付申請時に就職を証明する書類（在職証明等）を提出して下さい。

**Q 5 認定申請をして認定通知を受けたら補助金は確実にもらえますか？**

A 5 認定申請は、補助金の交付対象者であることを認定するものであり、補助金の交付を確約するものではありません。また、交付申請の審査において、補助金の交付対象者でない又は対象住宅でないこと等が発覚した場合は、補助金を交付ができなくなります。

**Q 6 認定通知を受けた後に転入又は転居予定先の住宅の場所や家賃が変更になった場合、交付申請することはできますか？**

A 6 変更した住宅が対象住宅の要件を満たしていれば、交付申請することは可能です。ただし、交付申請の前に、認定の変更手続きが必要となります。なお、補助金については、当初認定した住宅の家賃に応じて算出した補助金額を上限として交付することとなります。

**Q 7 対象住宅に該当するかどうか調べてもらえますか？**

A 7 「民間賃貸住宅」に関しては、仲介を行う不動産事業者等に確認して下さい。また「特定優良賃貸住宅のうち家賃補助が終了した住宅」と「空き家バンク登録住宅」については、本市ホームページに掲載していますので、そちらを確認していただくか市窓口にお問い合わせ下さい。

**Q 8 対象住宅はなぜ、住戸専用面積が 25 ㎡以上なのですか？**

A 8 国の住生活基本計画における最低居住面積水準などを踏まえて 25 ㎡以上としています。なお、空き家バンク登録住宅においても 25 ㎡以上としています。

**Q 9 民間賃貸住宅を借りる場合に、知り合い（親族等）の住宅オーナーと直接賃貸借契約を締結したものは対象となりますか？**

A 9 対象となりません。対象住宅の要件として、宅地建物取引業の免許を取得している不動産事業者が仲介を行っている住宅である必要があります。

**Q 10 申請者又は対象住宅の要件に関する基準日はいつになりますか？**

A 10 認定申請日となります。

**Q 11 法人（会社）契約した場合も対象となりますか？**

A 11 対象となります。法人契約した場合は交付申請の際、法人契約した会社の「雇用を証する書類」を添付する必要があります。

**Q 12 契約前に申請とは、契約上の入居期間が始まる前に申請したらよいということですか？**

A 12 いいえ。対象住宅の賃貸借契約を締結する前に認定申請（手続 1）を行う必要があります。契約締結後、一定期間を置いて入居する場合であっても、当該賃貸借契約を締結した日以降に認定申請したものは補助金の対象外です。

**Q 13 認定申請（手続 1）から交付申請（手続 2）の間に、仮住まいなどで対象住宅でない住宅に転居した場合、補助の対象になりますか？**

A 13 交付申請時に要件を満たしていれば補助の対象になります。ただし、認定申請から交付申請の間に転居した住所の除票等の提出が必要になります。

## 5 街なかの区域について

街なかの区域に含まれる町名は以下のとおりです。ただし、都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）に基づき指定されている市街化調整区域及び工業専用地域、又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）に基づき指定されている土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は対象外とします。

### 【門司区】

泉ヶ丘	下二十町	畑田町
稲積1～2丁目	下馬寄	浜町
梅ノ木町	社ノ木1～2丁目	羽山1丁目
老松町	庄司町	原町別院
大久保1～3丁目	白野江1～4丁目	東新町1～2丁目
大字大積	新開	東本町1～2丁目
花月園	新原町	東馬寄
風師1丁目	大里新町	東港町
春日町	大里戸ノ上1～3丁目	東門司1～2丁目
片上海岸	大里原町	光町1丁目
上本町	大里東1～4丁目	広石1丁目
上馬寄1～3丁目	大里東口	藤松1～3丁目
大字吉志	大里本町1～3丁目	不老町1～2丁目
吉志1～4丁目	大里桃山町	別院
吉志新町1～3丁目	高砂町	法師庵
旧門司1丁目	高田1～2丁目	本町
清滝1～5丁目	谷町1～2丁目	松原1～3丁目
清見1～4丁目	田野浦1～2丁目	丸山1～2丁目
葛葉1～3丁目	恒見町	丸山吉野町
大字黒川（※）	長谷1～2丁目	緑ヶ丘
黒川西1、3丁目	中二十町	港町
黒川東1～2丁目	中町	南本町
黄金町	鳴竹1～2丁目	柳原町
小松町	西海岸1～3丁目	柳町1～4丁目
小森江2、3丁目	錦町	矢筈町
栄町	西新町1丁目	
寺内2丁目	大字畑	

（※）一部街なかの区域に含まれない場所がある町名です。

認定申請前に必ず市窓口（北九州市住宅計画課 電話：093-582-2592）  
にお問い合わせ下さい。

【小倉北区】

青葉1～2丁目	熊谷4～5丁目	高峰町
赤坂1、5丁目	熊本1～4丁目	豎林町
浅野1～3丁目	黒住町	豎町1～2丁目
朝日ヶ丘	黒原3丁目	田町
足原1～2丁目	黄金1～2丁目	常盤町
愛宕1～2丁目	米町1～2丁目	中井1～5丁目
足立1丁目	小文字1丁目	中井口
泉台1～3丁目	紺屋町	中井浜
板櫃町	菜園場1～2丁目	中島1～2丁目
井堀1～3丁目	堺町1～2丁目	中津口1～2丁目
今町1～2丁目	三郎丸1～3丁目	長浜町
鑄物師町	重住3丁目	西港町
魚町1～4丁目	篠崎1～2、5丁目	萩崎町
宇佐町1～2丁目	下到津1～5丁目	馬借1～3丁目
江南町	下富野1～5丁目	原町1～2丁目
大田町	城内	日明1～5丁目
大手町	城野団地	東篠崎1～3丁目
大畠1～3丁目	昭和町	東城野町
鍛冶町1～2丁目	白銀1～2丁目	東港1丁目
片野1～5丁目	白萩町	平松町
片野新町1～3丁目	神幸町	古船場町
金田1～3丁目	新高田1丁目	弁天町
上到津1～4丁目	親和町	真鶴1～2丁目
上富野1～5丁目	須賀町	緑ヶ丘1～3丁目
香春口1～2丁目	砂津1～3丁目	南丘1～2丁目
神岳1～2丁目	船頭町	三萩野1～3丁目
貴船町	船場町	都1～2丁目
木町1～4丁目	大門1～2丁目	室町1～3丁目
京町1～4丁目	高尾2丁目	明和町
清水1～4丁目	高浜1～2丁目	吉野町
霧ヶ丘1、3丁目	高坊1～2丁目	若富士町
金鶏町	高見台	

【小倉南区】

石田町	下南方1～2丁目	沼本町1～2、4丁目
石田南1、3丁目	城野1～4丁目	沼緑町1～5丁目
長行西1～5丁目	星和台1～2丁目	沼南町1～2丁目
長行東1～3丁目	大字高津尾	八幡町
上石田1～4丁目	高野1～4丁目	葉山町1～3丁目
上葛原1～2丁目	田原1～3丁目	春ヶ丘
上曾根3丁目	田原新町1～3丁目	東貫1～3丁目
上貫1～3丁目	津田1～4丁目	東水町
上吉田1～6丁目	津田新町1～4丁目	日の出町1～2丁目
蒲生1～5丁目	大字徳吉（※）	富士見1～3丁目
企救丘1～6丁目	徳吉西1～3丁目	舞ヶ丘2～5丁目
北方1～5丁目	徳吉東1～2、4～5丁目	大字南方
朽網西1～2、4～6丁目	徳吉南1、3丁目	南方1～5丁目
朽網東1～3丁目	徳力1～7丁目	南若園町
葛原1、5丁目	徳力新町1～2丁目	守恒1～5丁目
葛原東1～5丁目	徳力団地	守恒本町1～3丁目
葛原本町1、4～6丁目	長尾1～2、4～6丁目	八重洲町
葛原元町1～2丁目	中曾根1～6丁目	山手1～3丁目
大字志井	中曾根東1丁目	湯川1、5丁目
志井1～6丁目	中貫1～2丁目	湯川新町1～4丁目
重住1～2丁目	中貫本町	大字横代
志徳1～2丁目	長野1～3丁目	横代北町1～5丁目
下石田1～3丁目	長野本町2丁目	横代東町1～3丁目
下城野1～3丁目	中吉田1～6丁目	横代南町2丁目
下曾根1～4丁目	西水町	大字吉田（※）
下曾根新町	蟻田若園1～3丁目	若園1～5丁目
下貫1～4丁目	沼新町1～3丁目	

（※）一部街なかの区域に含まれない場所がある町名です。

認定申請前に必ず市窓口（北九州市住宅計画課 電話：093-582-2592）  
にお問い合わせ下さい。

【若松区】

青葉台西1～5丁目	向洋町	花野路1～3丁目
青葉台東1～2丁目	小敷ひびきの1～3丁目	浜町1～3丁目
青葉台南1～3丁目	桜町	大字払川
赤岩町	塩屋1～4丁目	原町
赤崎町	下原町	東小石町
赤島町	修多羅1～2丁目	東畑町
大字安瀬	高須北1～3丁目	東二島1～5丁目
今光1丁目	高須西1～2丁目	ひびきの
栄盛川町	高須東1～4丁目	ひびきの北
老松1～2丁目	高須南1～4丁目	ひびきの南1～2丁目
大井戸町	棚田町	深町1～2丁目
大字大鳥居	童子丸1～2丁目	藤ノ木1～3丁目
片山1～3丁目	大字頓田	二島1～6丁目
上原町	中川町	古前1丁目
鴨生田1～4丁目	波打町	本町1～3丁目
北浜1丁目	西小石町	南二島1丁目
響南町	西園町	宮丸1～2丁目
くきのうみ中央	西天神町	用勺町
久岐の浜	白山1～2丁目	和田町
大字小石	大字畠田(※)	
小石本村町	畠田1～3丁目	

(※) 一部街なかの区域に含まれない場所がある町名です。

認定申請前に必ず市窓口（北九州市住宅計画課 電話：093-582-2592）  
にお問い合わせ下さい。

【八幡東区】

荒生田1～3丁目	清田1～2丁目	中畑1丁目
石坪町	山路松尾町	西本町1～4丁目
祝町1～2丁目	山王1～2丁目	八王寺町
枝光1～2丁目	昭和1～3丁目	春の町1～5丁目
枝光本町	白川町	東田1～4丁目
大蔵1丁目	諏訪1丁目	日の出1丁目
尾倉1～3丁目	高見1～2、4丁目	平野1～3丁目
上本町1～2丁目	竹下町	前田1～3丁目
川淵町	茶屋町	松尾町
祇園1～4丁目	中央1～3丁目	宮の町1～2丁目
祇園原町	槻田2丁目	桃園1～4丁目

【八幡西区】

相生町	光明1～2丁目	則松1～7丁目
青山1～3丁目	小鷺田町	則松東1～2丁目
浅川町	小嶺1～3丁目	萩原1～3丁目
大字浅川(※)	小嶺台1～4丁目	馬場山
浅川1～2丁目	大字木屋瀬	馬場山西
浅川学園台1～4丁目	木屋瀬1～5丁目	馬場山東1～3丁目
浅川台1～2丁目	大字金剛	馬場山緑
浅川日の峯1～2丁目	金剛1～3丁目	東石坂町
大字穴生	幸神1～4丁目	東王子町
穴生1～4丁目	桜ヶ丘町	東折尾町
池田1～3丁目	大字笹田	東神原町
石坂1～3丁目	さつき台1～2丁目	東鳴水1～3丁目
泉ヶ浦1、3丁目	里中1～3丁目	東浜町
医生ヶ丘	三ヶ森1～4丁目	東曲里町
市瀬1～2丁目	下上津役1～4丁目	引野1～3丁目
岩崎2～4丁目	下上津役元町	藤田1～4丁目
上の原1～4丁目	下畑町	藤原1～4丁目
永犬丸1～5丁目	自由ヶ丘	船越1～3丁目
永犬丸西町2～3丁目	松寿山1～3丁目	舟町
永犬丸東町1～3丁目	陣原1～5丁目	別所町
永犬丸南町1～5丁目	陣山1～3丁目	北筑1～3丁目
大浦1～3丁目	菅原町	星ヶ丘1～7丁目
大平1～3丁目	瀬板1丁目～2丁目	堀川町
大平台	星和町	大字本城
岡田町	大膳1～2丁目	本城1～5丁目
沖田1～5丁目	高江1～5丁目	本城学研台1～3丁目
御開1～5丁目	鷹の巣1～3丁目	本城東1～6丁目
折尾1～5丁目	竹末1～2丁目	町上津役西1～4丁目
春日台1～6丁目	田町1～2丁目	町上津役東1～3丁目
香月中央1～3丁目	茶売町	的場町
香月西1～4丁目	茶屋の原1～3丁目	真名子1～2丁目
上上津役1～5丁目	千代1～5丁目	丸尾町
岸の浦1～2丁目	千代ヶ崎1～3丁目	光貞台1～3丁目
北鷹見町	筒井町	南王子町
吉祥寺町	鉄王1～2丁目	南鷹見町
貴船台	鉄竜1～2丁目	南八千代町
楠北1～3丁目	東筑1～2丁目	美原町
楠木1～2丁目	塔野1、3丁目	椋枝1～2丁目
大字楠橋	友田1～3丁目	森下町
楠橋下方1～3丁目	長崎町	屋敷1丁目
楠橋西1～2丁目	中須1～2丁目	八千代町
楠橋東2丁目	中の原1～3丁目	八枝1～5丁目
楠橋南1～3丁目	西王子町	山寺町
熊手1～3丁目	西折尾町	夕原町
熊西1～2丁目	西神原町	養福寺町
黒崎1～5丁目	西鳴水1丁目	力丸町
黒崎城石	西曲里町	若葉1～3丁目
皇后崎町	大字野面	割子川1～2丁目
紅梅1～3丁目	野面1～2丁目	

(※) 一部街なかの区域に含まれない場所がある町名です。

認定申請前に必ず市窓口(北九州市住宅計画課 電話:093-582-2592)にお問い合わせ下さい。

## 【戸畑区】

旭町	正津町	初音町
浅生1～3丁目	新池1～3丁目	東大谷1、3丁目
一枝1～3丁目	新川町	東鞆ヶ谷町
沖台1～2丁目	菅原1～4丁目	福柳木1～2丁目
川代2丁目	仙水町	牧山1丁目
観音寺町	千防1～3丁目	牧山海岸
北鳥旗町	高峰1丁目	牧山新町
銀座1～2丁目	土取町	丸町1丁目
小芝1～3丁目	天神1～2丁目	南鳥旗町
幸町	天籟寺1～2丁目	明治町
境川1～2丁目	中原西1～3丁目	元宮町
沢見1～2丁目	中原東1～4丁目	夜宮1～3丁目
三六町	中本町	
汐井町	西鞆ヶ谷町	